

福岡県議会議員(嘉穂山田選挙区)

VOL. 5

よしむら敏男

県政リポート

5



発行：吉村敏男後援会事務所（嘉穂郡穂波町若菜52-1 TEL0948-23-1210）



2001年11月29日県議会活動報告会

カ
い
つ
ぱ
い
め
い
つ
ぱ
い

よ
頑
張
り
ま
す
!!



今年は30年に一度の世界的暖冬とかで、三月下旬には菜の花と桜が村里を彩り、入学式の頃には、新緑が春の主役となっていました。みな様方におかれましては、お元気でお過ごしのこととお喜び申し上げます。

さて、2002年度当初予算案などを審議した三月定例県議会は3月26日閉会しました。今年度予算は完全失業率が過去最悪となる中、一般会計は前年度当初比3.0%減となる、1兆5,623億円。マイナス幅は戦後最大となり、また、借金である県債の残高は年度末で過去最

高の2兆1,079億となりました。厳しい状況下ですが「景気・雇用」、「少子・高齢化」「教育」などの分野へ苦心の配分がなされることとなりました。

筑豊地区は福北ゆたか線が電化開業、11月9日には県内外を光ファイバーで結ぶギガビットハイウェーが稼動し、両政令市の活力を呼び込む下地作りは徐々に進んでいますが、一方で今年3月末で長年に亘り地域の経済の下支えをしてきた石炭六法と地対財特法が期限切れを迎えました。県全体も地域も課題が山積していますが、今後も皆様の声をしっかりと受け止め、地域の振興と県政の発展のため、懸命に頑張っております。変わらぬご指導とご支援の程、よろしくお願い申し上げます。



2002年 春

福岡県議会議員 吉村敏男

9月県議会、決算特別委員会、12月県議会、3月県議会報告



今回の県政リポート第5号では、9月県議会、決算特別委員会、12月県議会、3月県議会での質問の模様をご報告します。これからの質疑の中で、環境問題や福祉の課題、教育問題等々について、県の姿勢を明らかにしてまいりました。

今後もこれらの生活・地域に密着した課題を中心に議員活動を展開してゆきたいと考えていますので、地域や暮らしの困りごと、県への要望、このリポートをご覧になった感想など、どんなことでも結構です。吉村後援会事務所までお寄せください。お待ちしております!!



ダイオキシン対策どうする? (9月議会一般質問要旨)

問1.

平成12年度のダイオキシン調査で、県内の479のごみ処理工場や工場の焼却炉のうち、213が未報告となっています。

これらの施設に対する指導方針について明らかにされたい。

問2.

ダイオキシン対策法の改正基準をクリアできない施設についてどのように施設整備を指導するのか、またクリアできない場合の罰則の手順はどうなるのか、お答えください。

問3.

廃棄物処理法が改正され、土壌や地下水の汚染を防止するため、焼却灰等を埋め立てる場合のダイオキシン濃度の基準が強化されました。しかし焼却灰の測定結果は、455の対象施設のうち、207しか報告されていません。まず報告を求めるべきだと思いますが、どうお考えですか。

問4.

基準をクリアできないため施設を解体する場合に、ダイオキシンの付着や飛散による人的被害、環境汚染を防止する指導方針についてお示しください。

問5.

大型の焼却炉の基準が強化される中、残された最大のダイオキシン発生源は、民間企業や家庭に点在する、小型焼却炉です。

この実態把握と所有者に対する情報提供、改修指導をどのように行うのかお聞かせください。



第一回吉村杯 チャリティコンペを開催



日、二〇一〇年九月六日、第一回吉村杯チャリティコンペを開催しました。大勢の方に参加いただき、楽しいひと時を過ごすことができました。チャリティの収益金はアフガニスタンを支援するための活動に寄付させていただきます。ありがとうございました。

答(知事) 自主測定の実施は、施設への立ち入り検査や文書による指導を行ってきており、報告についても指導してゆきます。また結果の公表についても鋭意検討します。

基準をクリアしない施設については、県の融資制度を活用し改善の指導に努めています。改善しない施設は立ち入り検査を行い、基準をクリアしないことが再度確認されれば、罰則が適用されることとなります。

焼却灰等の処理については、自主測定の実施と報告について強く指導します。

解体作業に際しての健康被害防止については、事業者が講ずべき措置を厚生労働省が示していますので一層周知を徹底します。

小型焼却炉については平成14年12月1日から基準が強化され、適合しないものは使用できなくなります。県や市町村の広報媒体を活用し周知徹底に努めます。



決算特別委員会

10月30日から11月8日の日程で行われた決算特別委員会の審議においては、

- ① 障害者の雇用を確保し、自立を即すための福祉工場の整備計画と共同作業所に対する補助について強化すること
- ② 筑豊ハイツの存続に向けて、県が積極的役割を果たすこと
- ③ 非常に厳しい雇用情勢の中で、求人が多い業種…情報処理技術者、電気機械技術者、生活関連サービスなどについて県が積極的に情報提供し、PRすること、また、これらの業種にマッチした職業訓練を行うこと

などを中心に質問を行いました。

その結果、共同作業所の補助金は、平成14年度から約4割の施設で増額が実現しました。

筑豊ハイツの存続は、庄内町、同町議会等の熱心な要請活動が実を結び、存続が決まりました。これにより筑豊緑地公園の地域の中核公園としての機能が確保されることとなりました。

また雇用のミスマッチ解消は、厳しい情勢の中で、現状のままでも雇用を少しでも改善してゆく有効な手段として、今後一層力を入れて取り組みが進められることになりました。

学校5日制の問題、筑穂町の産業廃棄物処理施設からの汚水流出問題についても取り上げましたが、これらについては定例議会でも一般質問を行っていますので、そちらの報告をご覧ください。



決算委員会で質問する吉村県議

問1.

来年度から新学習指導要領が実施され、子どもたちの「生きる力」、「自らが学び考える力」の育成を目指す総合学習の時間が設けられます。そこで重要な役割を果たすのが学校図書館であり、平成15年度から配置が義務付けられている司書教諭の役割です。しかしながら現在のところ司書教諭はすべて他の授業も受け持つ兼任となっています。

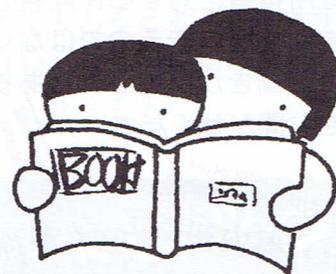
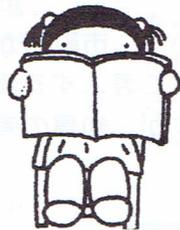
司書教諭の役割と専任化の見通しについて考えをお示しく下さい。

問2.

現在小中学校に配置されている市町村雇用の学校司書は、司書教諭とともに学校図書館運営の車の両輪としての役割が期待されると思いますが、その役割について、どのような認識をお持ちか、また今後の配置促進についてもお答えください。

問3.

今回の司書教諭の配置は、12学級以上の学校が対象となっていますが、学校図書館の必要性から考えると、対象となっていない11学級以下の学校（小学校333校、中学校134校）にも司書教諭の配置が必要と考えますが、対応策についてお示しく下さい。



答.（教育長）

司書教諭は、学校における学習情報センターであり読書センターである学校図書館の活性化を図ることを主な職務としています。早急な専任化は困難ですが、機能化を図るため、他の校務を軽減するなどの配慮をするよう指導しています。

また学校司書は、現在県内の45%に配置され、学校図書館の機能化に重要な役割を果たしています。今後司書教諭と連携して図書館活性化に向けた役割を担うことが期待されますので、一層の配置拡大がなされるように教育長会等において働きかけてまいりたいと考えています。

11学級以下の学校に司書教諭を配置するためには、現状では有資格者が不足するため、国に対し平成15年度以降も資格取得のための講演会の実施等の措置を取るよう働きかけて参る考えです。



ヘルパー運転による通院介助なぜダメ？ (12月議会一般質問要旨)

問1.

ホームヘルパーが車を運転して通院や外出の介助を行うことについて、国土交通省は白タク行為にあたるとし、また厚生労働省も介護保険の適用外としています。県は今まで黙認していたのに、2001年12月1日から県内の事業者に認めない旨の通知を出しました。

介護タクシーは都市部に多く、路線バスも福祉バスも走っていない地域はどうするのか。一人暮らしのお年よりはどうするのか。現場を無視した非現実的な考え方です。知事はどのような所見をお持ちですか。

問2.

介護タクシーは両政令市に集中しており、このままでは地域間格差が広がります。その解決策として、市町村が実施する福祉バスなどの利用を促進することとしています。福祉バスのない所や、仮にあっても便利の悪いところがあります。外出支援事業の見通しについてお聞かせください。

問3.

介護保険料は、平成13年10月から全額徴収されることとなり、保険料の徴収は全体の約8割が年金等からの天引きで、残りが個人から徴収されます。介護保険を第2の国民健康保険としないためには、未納者対策は重要な課題です。どのように取り組むのかお答えください。

問4.

低所得者に対する保険料の減免について、市町村が独自に個別に行うのではなく、制度として導入するよう国に働きかける必要があると思いますが、知事の考えをお聞かせください。



▲答弁する麻生知事

フオイトピツツマ

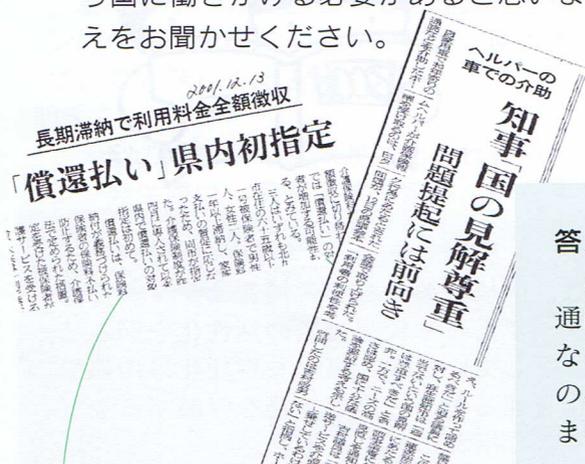


福北ゆたか線の電化開業を祝う開業式が、二〇〇一年一〇月六日、開催されました。筑豊地域の発展を期しての鏡割り。

二〇〇二年一月十三日、嘉飯山消防連合の出初式に県会議員を代表してあいさつ。

祝嘉飯山消防連合出初式

連絡協議会 高飯山地区消防



答え (知事)

ホームヘルパーがその所属する事務所の自家用車等を利用して通院介助を行うことは、道路運送法に抵触する恐れがあり、適当でないとしていますが、移送サービスと一体となった介護サービスのニーズが高いことから、国において十分議論されるよう要請してまいる考えです。

また高齢者の外出支援策として、リフトつき車両等による外出支援サービスが37の市町村で提供され、福祉バスが47の市町村で運行されています。今後とも地域の実情に即した外出支援サービスが提供されるよう、指導、支援を行ってまいります。

介護保険料の平成12年度の収納率は92.4%です。各種広報媒体を通じ、理解と協力を求め、未納者の状況に応じたきめ細かい相談を行うよう保険者に対して助言指導したいと考えます。

低所得者に対する負担軽減措置については、生活実態に即した十分な配慮が必要と思っています。統一して負担軽減措置が講じられるよう、引き続き国に要望してゆく考えです。

ひと言…要介護者の利便性という面から見ると、ホームヘルパーの車を使っての通院介助は、非常にすぐれた介護ということが出来ます。介護保険制度スタート以来平成13年11月まで要介護者の強い支持と、現場の強い要望もあって、事実上黙認されてきました。それが12月から全面的に禁止されたので要介護者の方は本当に困っておられます。この質問が報道されると、県内からたくさんの賛同の声が寄せられました。

農地の違法開発について (3月議会一般質問要旨)



▲ 吉村県議の質問に頭をかかえる麻生知事

問1.

嘉飯山地区で県の許可を受けずに、約35,300㎡に及び違法開発が行われ、県の勧告にもかかわらず既成事実だけが積み重ねられています。今後県はどのように対処するのかお聞かせください。

(知事)

勧告により一旦は中止されましたが、昨年の秋から部分的に開発が再開されていることから、再度勧告を行い開発中止を強く求め、違反開発が続けば、農振法に基づき厳正に対処する方針です。

問2.

農振法違反を解消するため、「開発許可申請は、地元が納得できる計画を作ること」となっていますが、納得できる計画とは、概ねどのようなものか、お示してください。

(知事)

開発計画は下流域の農地やため池などへの災害が発生しないよう、防災対策にも十分配慮された内容であるべきと考えます。

問3.

現地は出土した自然石を、土圧や水圧を計算しないまま約16mの高さまで築きあげ、谷を遮断していますし、400m下流には人家も点在しています。災害発生時の責任など、どうなるかお答えください。

(知事)

災害防止については、県として、今後、適切な指導を行う方針です。万一災害が発生した場合は、その時の降雨量等、発生原因によって責任の所在は異なると考えています。

問4.

今回のような違法開発を防止するのに、現在の農振法だけで十分か、ほかに県条例等を作る必要がないのか、所見をお示してください。

(知事)

農振法では、開発で災害発生の恐れのある時は市町村長の意見を聴き、許可をしないことになってい

ます。また違反に対しては中止命令や罰則の適用があり、農振法で十分対応できると考えます。

問5.

昨年、県は那珂川町の森林法違反事件で違反業者に代わって行政代執行による防災工事を実施しました。代執行に至った判断理由について具体的にお答えください。

(知事)

那珂川町の事案は、極めて災害発生の危険性が高く、梅雨を控えて開発の続行による危険の増大もあり、行政代執行法の規定により、緊急を要する防災工事を行ったものです。

問6.

農振法では、監督処分として、開発行為の中止を命じ、期間を定めて復旧に必要な行為を命じることができるとなっています。今回の場合、行政代執行が行われるのかどうか、お聞かせください。

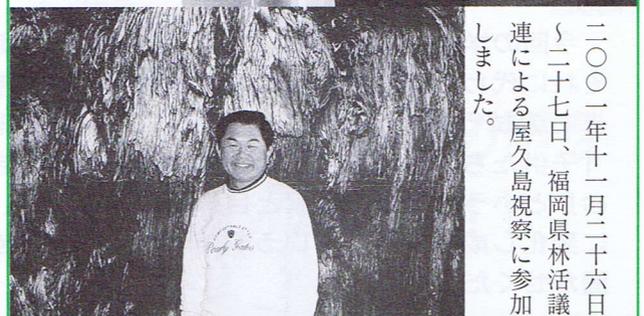
(知事)

命令を発しても対象者が履行しない、履行できる状況にない場合、またそれを放置した場合に災害が発生するという急迫した事態、そのようなきびしい条件で代執行は行われるべきであると考えます。今回の場合、対象者は防災対策を行う意志も持っていますし、その能力も、また資力から考えてもあると考えられますので、適切な指導を行い、災害の防止に努めるという方針で臨みたいと考えます。

フォトピック



二〇〇一年十一月二十日、
二十一日、景気・雇用対策
調査特別委員会で岩手・青
森視察を実施しました。



二〇〇一年十一月二十六日
、二十七日、福岡県林活
連による屋久島視察に参加
しました。

学校完全週5日制について (3月議会一般質問要旨)

問1.

いよいよ4月から期待と不安の中、学校週5日制が実施されます。県教委は市町村の推進体制整備を求めています。昨年10月段階で県の指示に従った市町村は全体の3分の1、準備は十分ですか、お聞かせください。

(教育長)

新たに推進体制を整備していない市町村では、青少年健全育成などの現在の組織を活用するなど、実情に応じ体制整備が進められています。今後も一層の体制整備を図っていきます。

問2.

学校は9年間かけて十分に準備をしていたと思いますが、家庭や地域ではあまり変化がないようです。この間の成果と課題についてどのように認識されているかお聞かせください。

(教育長)

これまで家庭や地域に対する啓発や、体験活動の機会や場の提供に努め、アンケートでは「親子のふれあいが増えた」などの評価を得ています。今後は一人でも多くの子供がいろいろな活動に参加できるよう、環境の整備に努めることが重要であると考えています。

問3.

平成12年4月1日から設置された学校評議員制度は、今回の学校週5日制のように、家庭や地域や学校が共通の認識を持ち、同じ方向性で方策を考える必要がある場合、その役割と機能を果たす絶好の機会と考えますが、どのような役割を果たしたのかお答えください。

(教育長)

学校評議員制度は現在県下36%の小中学校で導入され、導入された学校では意見交換を行い、円滑な推進に尽力しています。今後学校評議員の機能を積極的に活用し、未設置校には早期導入を働きかけてゆきたいと考えます。

問4.

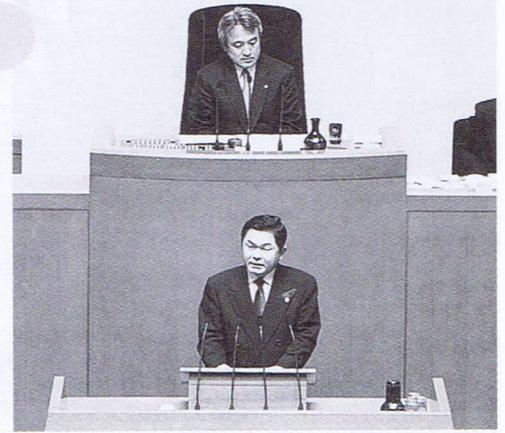
現在県下には78市町村に535の「放課後児童クラブ」がありますが、それらの施設との土曜日における連携が重要と思いますが、その活用についてお聞かせください。

(教育長)

放課後児童クラブは、土曜日の子供の活動の場として大変意義があります。今後クラブの実態調査が予定されていますので、その結果に応じて市町村教委とも協力して対応してまいりたいと考えます。

問5.

今回の学校5日制の導入で、教育内容が3割消滅され、それに代わって総合学習の時間が導入されますが、これまでの試行をどう評価していますか。また総合学習は「子供たちの考える力や問題解決能力など生きる力を育む」という狙いで、言葉と目標は明確ですが、どのように変化し成長したかという判断や評価はどうするのかお聞かせください。



(教育長)

総合学習は、課題に対して主体的に取り組む態度や、物事を多角的に考える力を育ててきていると報告を受けていますが、体験活動の狙いが明確でないと問題解決能力などの本来の目的が十分達成できない課題も明らかになっています。学習成果については、問題解決能力や主体的な学習態度など、児童生徒の活動の様子や作品等をもとに評価することにしています。

問6.

県立高校における土曜日の補習授業は学校5日制の趣旨から考えてどのように考えているのか、際限なく拡大することへの何らかの歯止め策や基準はどうするのか、お聞かせください。

(教育長)

各学校が家庭と連携し、学習習慣の確立を図るため、休業土曜日に進路実現を支援することは、有意義と思います。各校の具体的内容はそれぞれ検討中であり、現在県立校の概ね7割、80校程度が計画していると聞いています。この取り組みは、生徒や保護者の要請により、自主的参加によって実施されるものです。



県立嘉穂病院も 筑豊労災病院も、ぜひ存続させよう

福岡県では、厳しい財政状況を乗り切るために、今年2月15日、「福岡県財政構造改革プラン」を策定し、その具体的行政改革の方向として、「福岡県第一次行政システム改革大綱」も同日、併せて発表しました。それによると、県内にある5ヶ所の県立病院は、「病院の存廃も含めて検討する」とされ、嘉穂病院も存亡の危機に直面しています。

嘉穂病院は、1953年に結核対策病院としてスタートし、1984年からは、呼吸器や糖尿病などの専門病院となり、嘉飯山を主な診療圏として地域医療に大きな役割を果たしてきました。



実現しました!!

今回の県立病院の存続問題は、厳しい県財政の中で、赤字体質の県立病院を、「この際何とかしよう」との意志が働いています。しかし県立病院は、過去から「民間病院があまり手を出さない部分」を中心に、県民の要請に応じてきた事もあり、企業会計の概念は必要だとしても、今日までの赤字は、ある面ではやむをえない部分もありました。

一方で、嘉穂病院と同じく、この地域の医療の中核を担ってきた筑豊労災病院も、国の行政改革の結果、5年後をめどに引き受け機関がなければ廃止の危機にあります。これはこの地域の医療水準の維持という点で重大な問題です。嘉穂病院も労災病院もぜひ存続させなければなりません。

嘉穂病院の存続問題では、嘉飯山地域の2市8町の市長、町長が、「県直営での存続を求める要請書」を県宛に提出（予定）、議会（4月中旬開催予定の一町を除く）もすべて意見書等を採択しました。今後、住民署名運動も予定されています。嘉飯山20万人の意思を、麻生知事に伝えましょう。

吉村敏男も、筑豊地域の住民の皆さんで結成された「県立嘉穂病院の存続を求める会」などと連携し、全力で取り組みを進めます。



1. 今年も5月15日から19日までの5日間の日程で、「第18回飯塚国際車いすテニス大会」が筑豊ハイツをメイン会場に開催されます。

その大会本部などに使用していた筑豊ハイツ別館が県営屋内プール建設のため取り壊されました。昨年6月議会の一般質問で、「屋内プールの建物にテニス大会の事務局等が使用できるよう機能性を考慮すべきだ」と、知事に質問しましたが、新築される屋内プールには、その要望がすべて設計に活かされるようになりました。

2. 同じく6月議会で要請した、福岡ドームの他に、県内で唯一人工芝グラウンドを持つ筑豊緑地公園野球場での高校野球の開催について、今春の九州地区高校野球福岡北部大会から使用されることになりました。

3. 99年9月、00年12月の2回に亘り、県立養護学校に高等部（高校）設置を求める質問をしました。高等部設置はなかなか実現しませんが、次善の策として、高等部が設置されている直方養護学校から、送迎バスを嘉飯山地区に運行することについて、今年度から現行路線の延伸（飯塚裁判所前→ジャスコ前）と併せ、実現することになりました。

4. 県は、今年2月15日、厳しい財政状況に対応するため、「平成14年度から5カ年間の財政構造改革プラン」を発表しましたが、その中で示した、「財政の中期的収支見通し」（今後の収支を予測するプランの中核となるもの）では、昨年11月に発表した見通しとの差額を訂正して発表しました。より正確を期するためにあたり前のことですが、実はこれがあたり前になったのは、2000年3月の予算委員会で、当時の緊急財政改革3カ年計画の「中期的見通し」が、現状とまったく違った数字であるのに訂正しないことに対し、約80分に及ぶ激論の末、訂正させ、それ以降、執行部がきちんと数字を訂正するようになったものです。



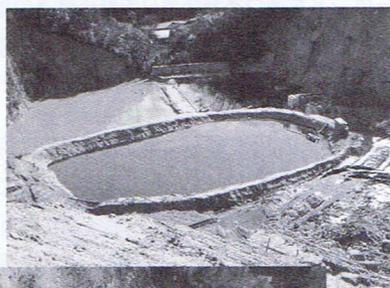
**みんなの声を
県政に!!**

筑穂町内住地区における産廃処理場からの汚水流出について

昨年8月13日、筑穂町の内住地区で、汚濁し、異臭を放つ排水が、大野川に流れ込んでいるのが発見されました。保健所が水質調査を実施したところ、廃棄物処理法の基準の約5倍の水銀が検出され、ただちに処理業者に対して厳重注意書が出され、廃棄物の一時搬入停止などが実施されました。また保健所の指導により、大野川への排水を遮断するコンクリート擁壁の工事や、汚濁を除去する浄水装置の設置が行われました。

しかし、こうした対応にもかかわらず、10月1日、21日、22日には土中に浸透した汚水が再び大野川に流れ込み、飯塚市は2度にわたって久保白ダムにおける取水を中止する事態となりました。大気調査では、基準を最大で90倍も上回る硫化水素が測定されています。

遠賀川源流地域での問題だけに、地域の住民の皆さんもこの問題に大きな関心を寄せられ、筑穂町議会に特別委員会が設置されたり、筑穂町による環境調査や地元の環境団体による署名活動などが行われました。



▲産廃処理場内の現況
(2001年12月現在)



産業廃棄物処分場とは、どこかが引き受けねばなりません。ここ7年余り処分場の新設はありません。その原因は処分場があると、大気や地下水が汚染されるという不安感が拭い去れないからです。

私は、今回の内住の産業廃棄物処分場からの汚水流出問題では、昨年9月議会、11月の決算特別委員会、12月の本会議で、徹底した原因の究明と再発防止対策を求めてきました。

その結果、県は、12月末にこの種の問題では県内で初めて、掘削調査を実施しました。そして去る3月20日、調査結果を公表しました。

それによると廃棄物に10%程度の安定五品目以外の、紙や木くずなどが混入したことが原因とされています。わずかその程度の混入で、あれほど強烈な硫化水素が発生するのか、まだ疑問が残ります。

原因物質はすべて除去するよう、命令が出されていますが、本当に再発しないのか、今後も厳しく監視する必要があります。



「県政リポート第5号」をお届けします。

9月議会、決算特別委員会、12月議会、3月議会の活動内容を報告する「県政リポート第5号」をお届けします。紙面の都合上、お伝えしきれなかった内容も多くありますが、定例県議会終了ごとの街頭県議会活動報告も、欠かさず行い、通算384回になりました。お見かけになりましたら、ぜひ声をおかけください。

◀3月議会終了後の街頭報告